失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第２２２号

高知市鴨部844－１
申立人　大藪　寿美
本籍高知県香南市香我美町岸本998番地２、最後の住所本籍に同じ
不在者　吉邑　　梅
明治33年１月31日生
公示催告期間満了日　平成25年２月28日
高知家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４８２４号

東京都江戸川区北小岩５丁目21番７号
債務者　有限会社成峰建設
代表者代表取締役　志比　堅部
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂屋　信雄
４　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４９８号

仙台市青葉区花京院１丁目５番25―905号、従前の住所仙台市青葉区広瀬町４番８―3108号
債務者　坂本和子こと　金　　和子
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
４　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号

岩手県奥州市水沢区字桜屋敷528番地
債務者　小野寺克博
１　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
４　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第９３２５号

東京都大田区南六郷１丁目１－８―305
債務者　高橋　卓也
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴山　将一
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４３９号

東京都大田区大森西３丁目１―16―807
債務者　安藤　和貴
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４４０号

東京都墨田区立花６丁目２―15
債務者　谷　　貞広
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸門　大祐
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５１号

埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡804　レオパレスＧＯＬＤ301
債務者　加地　俊彦
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　陽平
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４５２号

東京都大田区羽田２丁目28―４
債務者　中山　健二
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　未央
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６０号

東京都東久留米市中央町１丁目14―29―201
債務者　長濱　征史
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　孝彦
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７５号

埼玉県和光市白子２丁目14―11　第１三和ハウス203
債務者　渡邉　正弘
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊達　伸一
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７７号

東京都江戸川区船堀４丁目２―14―303　中野方
債務者　澤柿三枝子
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩谷　崇之
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５１２号

東京都品川区北品川１丁目３－６―1103
債務者　山際比呂司
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　正剛
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５４９号

東京都町田市小川４丁目22－４　ロイヤルメゾンつくし野Ⅰ―102
債務者　星嵜　浩一
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎　大介
４　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部